



現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防 平成29年1月号](#)
平成29年1月号 市長新年あいさつ

平成29年1月号 市長新年あいさつ

ページ番号212808

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

[ツイート](#)

[シェア](#)

2016年12月27日

ごあいさつ

“文化の力で日本を元気に！世界に貢献！”



京都市長 門川 大作

新年あけましておめでとうございます。

この一年が皆様にとって幸多い年となりますようお祈り申し上げます。

昨年は、京都が文化で彩られた一年でした。「文化の殿堂」ロームシアター京都のリニューアルオープンに始まり、鉄道博物館や漢字ミュージアムは新たな賑わい拠点に。京響60周年やマンガミュージアム10周年、伊藤若冲生誕300年と多くの節目が重なり、盛り上がりました。

そんな中、長年の悲願であった文化庁の全面的な移転が決定！市民ぐるみ、オール京都の取組が実を結び、嬉しく思う一方で、京都が負った責任の重さもひしひしと感じています。

生活文化、地域の絆や自然との共生、ものづくり、おもてなしの心などが千年を超えて受け継がれてきた京都。京都に息づく文化を活かすと同時に、文化と伝統産業、観光、教育、福祉、健康長寿、コミュニティの活性化などあらゆる分野を融合させる新たなモデルを創造し、文化の力で全国を元気に。新年のスタートに当たり、決意を新たにしています。

そして本年、文化庁の地域文化創生本部(仮称)が発足。さらに2月から11月まで実施する「東アジア文化都市」では、日中韓、アセアンとの文化交流を深め、世界平和に貢献。大政奉還150周年事業や2020年東京オリ・パラに向けての文化カブプロジェクト。京都議定書誕生20周年で環境問題にも力を入れます。

東京一極集中の是正や人口減少社会の克服が大きな課題です。より一層の子育て支援や中小企業の活性化、安定した雇用の創出、防災減災等、安心社会の実現。暮らしに安心、豊かさ実感、未来に責任！そのための取組を確実に実施し、これらの課題に皆様と共に取り組んでまいります。

「京都で子育てしてよかった」「京都に住み続けたい」と実感できるまちの実現に向け、共に力を合わせてまいりましょう！

本年も御指導、御支援、よろしくお願いいたします。

平成29年
1月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)



現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防 平成29年1月号](#)
平成29年1月号 局長新年あいさつ

平成29年1月号 局長新年あいさつ

ページ番号212809

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます



2016年12月27日



平成29年の輝かしい新春を御健勝でお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

さて、昨年はブラジルのリオでオリンピック・パラリンピックが開催され、日本選手団の活気あふれる姿が日本中を大きな感動で包みました。

2020年の東京開催に向けて、日本国全体の更なる発展に大きな期待を抱いております。

本市におきましては、多様化する救急事故や増加する救急需要への対応を一層強化するため、昨年10月に四条消防出張所を移転し、救急隊専用の京都市立病院消防出張所を開所するとともに、梅津消防出張所に市内31隊目となる救急隊を増隊しました。

また、市立病院消防出張所には「高度救急救護車」を配備し、集団救急事故が発生した場合は、市立病院の医師が同乗して災害現場へ出動する新たな体制を構築しています。

今後も、年々増加する救急需要に迅速、的確に対応するとともに、医療機関との更なる連携を強化し、先進的な救急体制を確立してまいります。

さらに、昨年は、京都市火災予防条例に規定した「市民による放火対策の実践事項」を推進するため、条例制定日である11月11日を「放火火災予防デー」として、市内全域で放火防止を啓発する一斉行動を実施しました。

また、放火対策エリアのモデル地区を選定し、重点的に放火に対する取組を実施する「放火対策プロジェクト」を進めています。

毎年火災原因の上位を占める放火火災の撲滅に向け、これからも市民や地域、関係機関と連携しながら、あらゆる放火防止対策により一層取り組んでまいります。

一方、昨年日本国内の自然災害を顧みますと、4月に熊本地方に震度7の地震が発生し、また、10月には鳥取県においても震度6弱の地震が発生しました。

熊本地方の地震には、本市も緊急消防援助隊として、航空部隊と陸上部隊を派遣し、救助活動等を実施しました。

大地震への備えには、全国の消防本部相互の応援体制の更なる充実のみならず、地域の防災力の向上が重要であると再認識しました。

今後も、市内全自主防災会で作成を推進している、防災行動マニュアルの策定・検証・見直しなど継続的なサポートを行い、大規模災害時における被害を最小限に抑えられるよう、地域の災害対応力の更なる強化を目指してまいります。

いよいよ本年4月には、京都市と京都府の消防学校の共同化がスタートします。市・府が共同で、消防の原点である消防学校教育を力強く推進し、京都の未来を担う消防人の育成に取り組むとともに、これを契機として、府内の消防本部間の連携をより一層強化してまいりたいと考えています。

今後も京都消防は、未来を見据え、心を一つに、あらゆる災害に的確果敢に立ち向かう「力強い消防」と、消防団や地域の皆様と共に全力で防火防災に取り組む「地域密着型の消防」により、「安心都市・京都」の実現に向けて大きく前進してまいります。

結びに当たり、皆様と御家族が共に健康で、充実した一年を過ごされることを心から願ひまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

平成29年
1月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課

電話:075-682-0119

ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉る

平成29年1月号 企画課

ページ番号212804

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート シェア

2016年12月27日

企画課News!**憲法と消防の任務について****企画課****◆ 憲法の基本原則**

日本国憲法(以下「憲法」という。)は、国家と国民の関係を規律した国の最高法規です。また、憲法は、国民の権利や自由を確保すること(個人の尊重)を基本原理として、国民主権・基本的人権の尊重・平和主義の3原則を中心とした構成となっています。

1 国民主権

国民主権とは、国家の政治的意思を国民が決定することをいいます。憲法前文に、「ここに主権が国民に存することを宣言し・・・国政は国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」と規定されています。これを基に、日本では、代表民主制として、国家の政治的意思については、国民の代表者が意思決定をしています。

2 基本的人権の尊重

基本的人権とは、人が生まれながらにして享有する普遍的権利のことをいいます。具体的には、平等権(差別されない権利)、自由権(自由に生きる権利)、社会権(人間らしい生活を営むことを要求する権利)、参政権(政治に参加する権利)、受益権(国に対して一定の行為を請求する権利)があり、憲法に規定されていない権利であっても、自由権の解釈によって、「新しい人権」として認められることがあります。代表的な新しい人権として、プライバシー権や自己決定権などがあります。

3 平和主義

平和主義とは、憲法前文に規定されている「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように決意すること」、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」などの部分を宣明したものです。また、憲法第9条(戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認)が、その理念を具体化したものであるとして、内閣法制局が見解を述べています。

◆ 人権の制約と消防の任務

これまで述べてきた憲法の原則、とりわけ国民(市民)の人権については、「侵すことのできない永久の権利」(憲法第11条)とされていますが、全く無制約のものではなく、場合によっては他者の利益を守るため、公共の福祉による制約を受けます。

例えば、消防の任務における人権制約を示す一例として、消防法を根拠とした消火活動上の緊急措置(消防法第29条)における消防対象物の使用、処分又は使用の制限が挙げられます。消防吏員は、延焼の防止又は人命救助のために必要がある場合は、市民の財産に対する緊急措置権が与えられています。

しかし、憲法上、財産権については、次のように規定されています。

(財産権)**第29条 財産権は、これを侵してはならない。****2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。**

つまり、憲法上、市民の財産権を侵すことはできませんが、公共の福祉に適合する範囲(相手に義務を課す時間がないときや、義務を課しても効果がないときなど)の権限行使については、消防法(個別の法律)において一部権利の制約が認められると解されます。

消防の緊急措置権については、消防が持つ権限の中でも、特に市民の財産権に与える影響が大きいため、権限の行使に当たっては、決して濫用にならないよう注意を払う必要があります。

また、NBCテロ災害や武力攻撃災害など、国民を保護するための人権制約が、あらかじめ想定されている災害については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」において、次のように「基本的人権の尊重」をはっきりと明示しています。

（基本的人権の尊重）

第5条 国民の保護のための措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。
2・・・国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民の保護のための措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われるものとし、いやくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない。

つまり、武力攻撃事態等によって国民生活等に影響を及ぼす場合において、行政機関が、国民（市民）の権利や自由を制限したり、義務を課す指示、命令等の措置を実施したりする場合は、「公正・適正な手続きの下」で、「国民の自由と権利を尊重」した「必要最小限」とする責務を有しています。

これは、同法律と人権制約の関係性について、あえて明示したものであり、この基本理念が、消防関係法令を含む全ての法令に当てはまることは言うまでもありません。

以上のように、消防職員は、緊急時において、公権力を行使し、市民の自由や権利を制限する立場にあることから、特に市民の人権を考慮する必要があると考えます。

したがって、憲法の基本原理をしっかりと認識したうえで、消防の業務を遂行することが重要です。

平成29年
1月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課

電話:075-682-0119

ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)



現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防 平成29年1月号](#)
平成29年1月号 予防タイムズ・リターンズ

平成29年1月号 予防タイムズ・リターンズ

ページ番号212807

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

ツイート

シェア

2016年12月27日



後輩: あけましておめでとうございます！本年もよろしくお願いいたします！！

先輩: こちらこそ。昨年は、君もよく頑張って、火災予防に関する知識や防火指導のスキルを身に着けたね。今年も切磋琢磨して、更に技能を高めていこうじゃないか。

後輩: そのつもりです！元日には実家近くの神社に初詣に行って、健康祈願、交通安全、恋愛成就……その他諸々に併せて、職務能力のアップもお願いしてきましたから、大丈夫です！

先輩: おいおい、年始早々神頼みかよ。優先順位もビミョーだな。まあ、いい。初詣は欧米にはあまりなじみのない日本特有の文化だ。このような伝統や慣習が、これからも長く続けばいいと、私は思っているよ。

後輩: 同感です。年の初めにお参りすることで決意も新たになります。また、それだけでなく、神社仏閣の建造物や御神体、御本尊を身近に感じて、「ああ、日本人でよかった～」としみじみ感じる機会でもあります。

先輩: そうだな。神社仏閣をはじめ、京都市にはたくさんの文化財がある。その数は国宝建造物だけでも42件、全国の実に2割に迫る国宝建造物が、京都市に集中している。まさに日本の文化首都だ。京都市で火災予防の仕事をしている私たちにとって、文化財防火はとても重要な使命だな。

文化財保護法による指定・登録文化財等（数字は指定件数を示す。）

平成28年4月1日現在

区分	有形文化財		無形文化財		民俗文化財		記念物						重要伝統的建造物群保存地区	重要文化財的景観		選定保存技術		登録有形文化財		登録有形民俗文化財		登録記念物
	国宝		重要文化財		重要無形文化財		原重要文化財	重要民俗文化財	特別史跡	特別名勝	特別天然記念物	史跡		名勝	天然記念物	保持者	保持団体	建造物	美術工芸品			
	建造物	美術工芸品	建造物	美術工芸品	保持者	保持団体																
全国	223	874	2,445	10,612	112	27	217	298	81	36	75	1,769	398	1,021	110	50	56	31	10,516	14	42	98
京都市内分	42	169	209	1,656	9	0	4	6	3	12	0	57	50	7	4	1	17	8	354	2	1	0

◆ 文化財社寺における防火管理上の課題

先輩: 京都市では、消防法施行令(以下「令」という。)別表第1(17)項に掲げるものはもちろん、それ以外の文化財についても独自に「京都市火災予防規程」に基づいて「特定文化財対象物」として指定し、それらの対象物に対して防火指導を行っていることは

知っているね？

後輩: もちろんです。令別表第1(17)項対象物はいわゆる「指定建造物」^{※1}ですが、

京都市ではそれだけでなく、指定美術工芸品等^{※2}や登録文化財^{※3}が所在する防火対象物、その他未指定、未登録の文化財についても必要なものは「特定文化財対象物」として、防火指導を行っています。

- | |
|--|
| <p>※1「指定建造物」(参照:京都市火災予防条例第54条の4第1項第1号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 文化財保護法の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡として指定された建造物 ② 文化財保護法の規定に基づき地方公共団体(京都府又は京都市)が重要な文化財として指定した建造物 ③ 旧重要美術品等の保存に関する法律の規定により重要美術品として認定された建造物 <p>※2「指定美術工芸品等」(参照:京都市火災予防条例第54条の4第1項第2号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 文化財保護法の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財として指定された絵画、彫刻、工芸品、書跡、衣服、器具等 ② 文化財保護法の規定に基づき地方公共団体が重要な文化財として指定した絵画、彫刻、工芸品、書跡、衣服、器具等 <p>※3「登録文化財」(参照:文化財関係対象物防火指導要綱別表第1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 文化財保護法の規定により文化財登録原簿に登録された有形文化財 ② 京都府文化財保護条例により京都府教育委員会が登録した文化財 ③ 京都市文化財保護条例により京都市教育委員会が登録した文化財 |
|--|

先輩: 御名答。ひとまとめに「文化財」といっても、その規模や態様によって、いろいろあるということだね。

後輩: はい。それぞれの実情に応じた、きめの細かい防火指導が必要だと感じています。

先輩: そのとおり。しかし一方で、多くの文化財社寺に共通する課題も見えてくるだろう？

後輩: そうなんです。多くの文化財社寺は敷地が広大で、多くの人が自由に出入りできます。さらに、そのほとんどが大規模木造建築物で、万一出火すると大火災につながりやすいと言えます。しかしながら、文化財社寺の関係者は高齢の方も多く、そもそも人数も少ないため、敷地の監視や非常時の初動活動が満足にできないのではないかとというのが、多くの文化財社寺に共通する課題と捉えています。

先輩: そうだな。それをカバーしようとするのが？

後輩: 文化財市民レスキュー体制です！

◆ 文化財市民レスキュー体制について

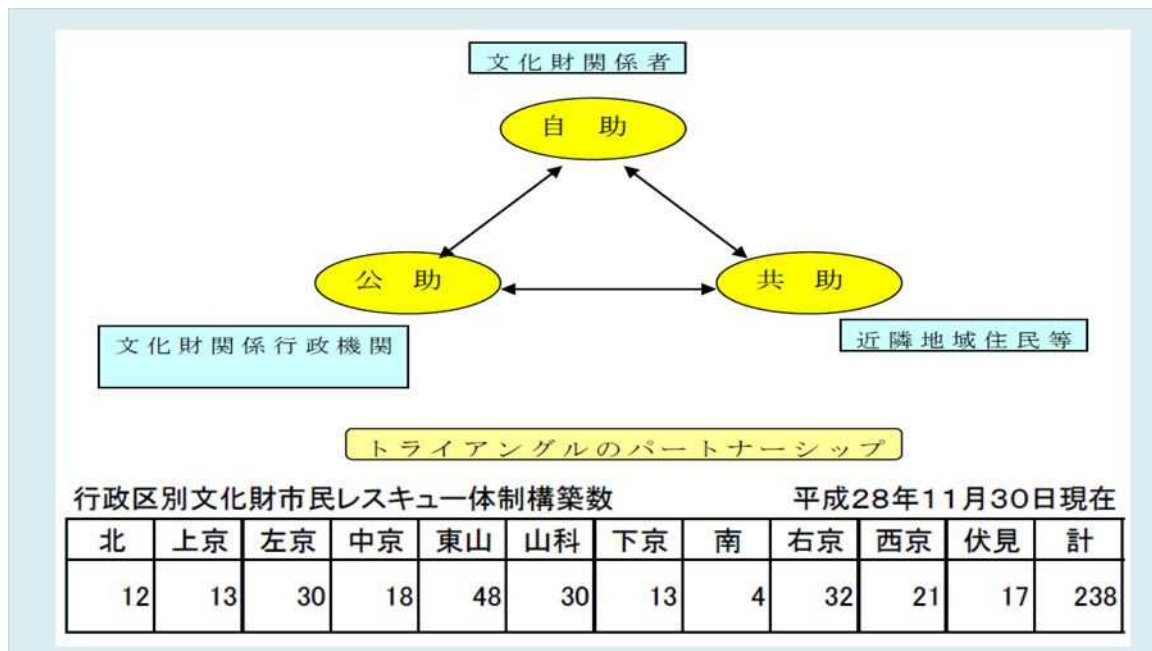
先輩: よし。今日は最後に「文化財市民レスキュー体制」について確認しておこう。

後輩: はい！文化財市民レスキュー体制とは、文化財社寺関係者と近隣住民等による、文化財を守るための協力体制です。文化財保護法が制定されて50周年の節目であった平成12年度に事業化されました。

先輩: うむ。消防署員が「文化財市民レスキュー体制」づくりを推進する社寺とは、どんな社寺だったかな？

後輩: 当該社寺等の状況から判断して、

- 1 周辺地域住民等が、災害時における消火、通報及び文化財の搬出等の初動活動を支援する必要があるもの
 - 2 周辺地域住民等が、日常における防火管理を支援する必要があるもの
- 以上のうち、いずれかに該当するものに対し、指導を行います。



先輩: どんな指導をするんだい?

後輩: 文化財社寺等の関係者に対しては,

- ・ 周辺地域住民等との連携
- ・ 自衛消防隊と周辺地域住民等との連携
- ・ 土地, 建物, 防災施設等を活用した地域住民等への避難場所の提供その他の支援
- ・ その他必要と認める事項

周辺地域住民等に対しては,

- ・ 文化財社寺等との連携
- ・ 文化財社寺等の防火管理の支援
- ・ その他必要と認める事項

について, 指導します。

先輩: どのような活動をするんだい?

後輩: 具体的な活動や協力の内容は, 文化財社寺の関係者や周辺地域住民等との間で話し合いにより決めていきますが, 大きく分けると, 災害発生時の活動(119番通報, 初期消火, 避難誘導, 搬出活動等)と, 平常時の活動(境内や周囲の巡回, 伝統行事の際の活動, 連絡体制の確認, 研修会や訓練の実施等)に分けることができます。

先輩: 消防署はどんな支援をするんだい?

後輩: 確立された文化財市民レスキュー体制に対し, 活動に必要なレスキュー器材を, 構成員の召集のために用いるものを優先して選択していただき, 配備しています。また, 署員の中からレスキュー担当者を指名し, レスキュー器材の取扱訓練をはじめ, 定期的かつ段階的な防火防災教育訓練を行い, その活動を支援します。

先輩: よし! 十分だ。今年も文化財防火, 頑張っていこうな!



お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課

電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉じる

平成29年1月号 救急の窓

ページ番号212811

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート シェア

2016年12月27日



救急課では、12月上旬の3日間で京都市消防学校において、平成28年度後期救急業務指導医師研修を消防救助課と一部合同で開催しました。この研修は、当局の救急業務指導医師である京都第一赤十字病院の高階謙一郎医師を講師として、市内31隊の救急隊長、隊員を対象とし、年に2回開催している研修です。

今回は、近年の救急救助業務の高度化に伴い必要とされる外傷処置について、高階医師の講義や事例検討、処置訓練等を行いました。



ここで外傷処置について少し説明したいと思います。

日本の外傷処置は、平成13年度の全国の救命救急センターに対する調査で、適切な対応によって死を回避できたと推測される、いわゆる「防ぎえた外傷死」(preventable trauma death:PTD)の割合が高く、その要因として、地域間や施設間の格差が問題視されました。これらを受けて、日本外傷学会では、外傷に対する病院前医療の標準化を提言し、平成15年には外傷病院前救護の向上を目的にJPTEC(Japan Prehospital Trauma Evaluation and Care)協議会を発足し、外傷処置のコース教育を全国的に展開して外傷病院前救護の標準化を推進しています。

消防機関では、交通事故や高所からの転落など、いわゆる高エネルギー外傷と呼ばれる現場で、外傷の病院前における救出救護活動を行っています。救急隊や救助隊が、連携して適切な活動を行うことによって、「防ぎえた外傷死」を減少させることが可能となります。

特に、阪神・淡路大震災の際に注目された挫滅症候群(クラッシュシンドローム)が疑われる現場では、救出者の強固なチームワークが傷病者の予後を左右します。

挫滅症候群(クラッシュシンドローム)とは、重量物等で四肢が長時間圧迫を受けた場合や、窮屈な肢位を強いられた場合に生じる骨格筋損傷(横紋筋融解症)により発生した細胞逸脱物質が、重量物等の開放で血流が全身を循環することにより、ショックや腎不全などさまざまな全身症状が現れる外傷性疾患です。最悪の場合、心室細動(VF)などから死に至るケースも多く、未然に防ぐためには、重量物等の開放前に静脈路確保(点滴)の処置を実施し、たくさんの輸液を行うとともに、除細動器(AED)を装着しておく必要があります。



「心肺機能停止前の静脈路確保及び輸液」は、当局では平成26年10月から、同症候群が疑われる傷病者で15歳以上であれば、「心肺機能停止前の静脈路確保及び輸液」の資格を持った救急救命士も行うことができます。

救急隊は、事故概要や傷病者の観察結果から本症例を疑い、心電図をはじめ継続した観察が重要となります。

救助事故現場では、要救助者救出のため、要救助者の容態や現場状況に応じた救助活動方針を決定し、救出活動が行われます。

救急隊と救助隊の役割は違いますが、負傷者を迅速に救出し、後遺症なく社会復帰させるという目的は同じです。それぞれの考えや活動をお互いに理解し、救急隊や救助隊だけでなく、その現場へ出動したすべての隊の強固なチームワークがなければ、その目的を達成させることはできません。

今回の研修では、現場活動における各隊の連携に活かそうと、事例を挙げて検討会を行いました。その内容は、重量物で挟まれた者を含む複数の負傷者がいるとの想定で、救急隊と救助隊がお互いの活動内容とそれぞれの役割について確認し、負傷者の容態を悪化させることなく救出する方法について、活発な意見交換が行われました。更に、検討会の想定と同じ状況を再現した訓練では、救急隊と救助隊が、それぞれの役割を認識して連携した活動を行うとともに、医師を現場に要請した際の医療との連携も行いました。



受講者からは、「救助隊の配置されていない所属では、合同で連携訓練を行う機会が少ないため、今回の研修は良い経験となった。」といった声や、「現場では時々顔を合わせるが、今回ほど意見交換したことはなかった。」といった声など、今後の現場活動の更なる向上が期待できる貴重な意見もあり、合同研修の成果があったと考えます。



救急課では、今後も集合教育の場を活用し、災害現場で活動する各隊の連携強化につながる研修を実施するとともに、受講した者が研修で得た知識や技術、経験を各所属にフィードバックすることによって、部隊を越えた連携のネットワークが更に広がることを期待しています。

そして、「防ぎえた外傷死」を減少させる目的にとどまることなく、多種多様化する災害現場への対応能力の向上に貢献できる研修を行っていきます。

平成29年
1月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課

電話:075-682-0119

ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉じる

平成29年1月号 装備課

ページ番号212803

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート シェア

2016年12月27日

装備課News

安全運転技能審査会

装備課

◆◆ はじめに ◆◆

交通事故を防止するために、各所属では人事異動時期等を捉え、新たに車両の運転業務に従事する者として指名された運転員等を対象とした、安全運転技能の確認及び車両を運行する部隊等の安全走行技能の確認を実施しています。

確認している内容

- 安全運転技能の確認事項
車両諸元, 車両特性, 車両運転時の死角・車両挙動
- 安全走行技能の確認事項
部隊等の長, 車両運行上席者の危険予測, 危険回避, 車両誘導
運転員の技能のみならず, 車両を運行する職員全員の技能が必要となります。

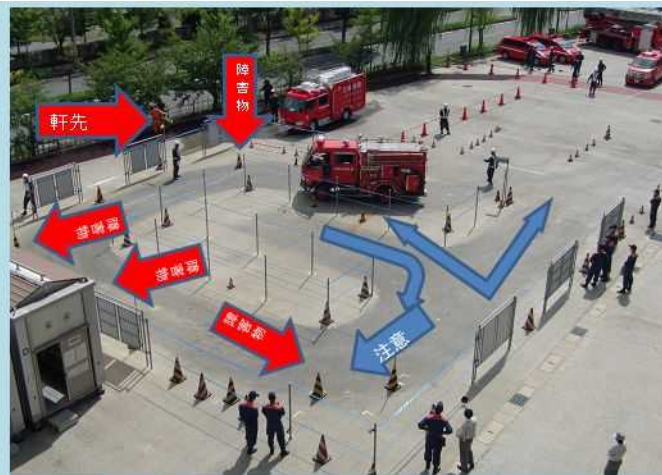
◆◆ 安全運転技能審査会 ◆◆

今年度は、各消防署・分署で実施した技能確認後の指導状況等の現状を確認するために、技能審査会を9月2日～16日まで実施しました。

各消防署から新人運転員, 中堅運転員, そしてベテラン運転員の3名を1チームとして、それぞれ部隊長, 運転員及び隊員となって想定コースを運行し、部隊長の指示, 運転員の技量や隊員の誘導について審査しました。

コースは、特別装備隊が接触事故での危険要因を盛り込み、新人運転員には高度な設定としました。

1. 車両の周囲ばかりに注意をとられていると、建物の軒先に接触する危険があります。
2. ハンドルを切るタイミングで、内輪差やオーバーハングにより接触する危険があります。
3. 車両幅のみに注意を払うと、サイドミラーが接触する危険があります。



- 部隊長は狭隘路に進入するため下車誘導を指示します。
- 障害物の設定があるために、車両の左右、上下、前後全てに注意を払わなければ通行できません。



- 部隊長は両手を広げることで運転員に障害物との距離を示します。



- このタイミングでハンドルを左に切りすぎると内輪差により車両とポールが接触するので、一度ハンドルを戻して車両の右前をフェンスまで近づけた後、オーバーハングによる右後の接触に注意しつつハンドルをゆっくり左に切り通過します。



●運転員と誘導員の意思疎通を図るためには、車両運行しながらの誘導ではなく、一旦車両を停止して全員で障害物や危険要因の確認を実施します。



●後退時の誘導は車両の真後ろに入らず、バックミラーで運転員の顔が見える位置で誘導します。

◆◆ 審査結果 ◆◆

各消防署・分署で日々実施している安全運転指導が高度な内容で適切に実施されていることが確認でき、また審査会に参加した30代や40代の中堅運転員が審査会中にも若手運転員に的確に指導している姿は、装備課として頼もしく感じ、各消防署・分署で中心的な指導者として安心して運転技能の指導を任せられることも併せて確認できました。

平成29年
1月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

平成29年1月号 教養課音楽隊

ページ番号212810

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート シェア

2016年12月27日

京都市消防音楽隊

～楽器紹介～



チューバ&打楽器の魅力

みなさん、こんにちは！京都市消防音楽隊です。

今回は、音楽を演奏する上でとても重要な2つの楽器をご紹介します♪

♪ チューバ ～緑の下の力持ち～

吹奏楽では、高い音から低い音まで様々な音域を持つ、たくさんの種類の楽器が活躍していますが、チューバはその中で金管楽器として最も低い音を担当し、全体を支えるとても重要な役割を担っており、バンドにとってなくてはならない存在です。

ほかの管楽器と比較すると分かりますが、とにかく大きくて重いです。高さは1メートルほどですが、重さは10キログラム前後もあります。楽器の吹き口に装着するマウスピースも大きく、口がすっぽり隠れてしまう人もいます。低い音を出すために、マウスピースから音が発せられるベルまでの長さが10メートル近くあるので、たくさんの息を使いますが、普通の肺活量があれば誰でも吹けるそうです。



写真1 大きさ比較 (楽器編)

(左からフルート、アルトサックス、トランペット、トロンボーン、チューバ)



写真2 大きさ比較 (マウスピース編)

(左からホルン用、トランペット用、トロンボーン用、チューバ用)

チューバの中で最も大きいのはB♭管のチューバで、オーケストラや吹奏楽で使われます。響きが豊かで深く、柔らかく重いのが特徴です。次に大きいのはC管のチューバです。B♭管のチューバと同様、重くて深い響きを持っていますが、少し音の輪郭が明確になり、オーケストラや吹奏楽、アンサンブルで使われます。E♭管のチューバやF管のチューバは音色が明るめになるため、ソロやアンサンブルで多く使われます。



写真3 B♭管チューバ

音楽隊では、これらの楽器のほかに、パレード演奏やドリル演奏でマーチングチューバも使用します。写真のように垂直ではなく水平方向に構え、ベルを前に向けて演奏します。前を見ながら歩くことができ、あまり重くないように設計されています。



写真4 マーチングチューバ

縁の下の力持ち、チューバの紹介でした♪

♪ 打楽器 ～影の指揮者～

打楽器は、あらゆる楽器の中で最も歴史が古く、また世界中どこにでも存在しています。21世紀の今、ポピュラーやクラシック、現代音楽といったジャンルを問わず、様々な音楽が交流し、互いに影響を与え合うなかで、どんな音楽にも不可欠な存在となっています。バンドの性格は打楽器で決まる、と言われるくらい重要な役割を担っています。

打楽器のその種類と数は未知数です。打楽器事典には約1100種類の項目が収録されていますが、「打つ、こする、振る」などして音を出す楽器の総称が打楽器と言われているため、極端に言えば身の回りのもの全てが打楽器になります。実際に、デッキブラシや台所用品を使用した演奏も行われています。

音楽隊の演奏でよく使用する楽器を一部御紹介します。

<ドラムセット>

ドラムセットは、街頭の演奏だけでなく、テレビやライブ会場でもよく目にする楽器ですね。

一人の奏者が、太鼓(スネアドラム、バスドラム、トムトム(タム)、フロアタム)、シンバル(ハイハット、クラッシュシンバル、ライドシンバル)を手と足を同時に使って演奏します。これは一般的なセットですが、好みや用途によって太鼓やシンバル以外にも様々な打楽器を加えて、より幅広い表現を求める奏者も数多く活躍しています。



写真5 ドラムセット
(左:正面, 右:奏者側)

<ティンパニ>

ティンパニはオーケストラの重要な柱となる楽器で、「太鼓」の中で唯一音階ができるのが最大の特徴です。モーツァルトやベートーヴェンなどの名だたる作曲家が効果的に用いています。曲にティンパニが入っている所は音楽として重要な盛り上がるのシーンであるため、ティンパニストには的確な入りのタイミングや表現が求められます。

演奏するときは、音階を出すため通常2～5つを並べて使用します。大きさがそれぞれ違うため、管弦楽器の奏でる和音に加わったり、メロディと全く同じ動きをしたり、ときにはソロ(独奏)でも活躍します。



写真6 ティンパニ

<鍵盤楽器>

グロッケンシュピール

金属製の板(音板)をピアノの鍵盤状に配列した楽器で、「グロッケン」や「鉄琴」と呼ばれます。

演奏では、グロッケンが旋律の上にキラキラと装飾を施してくれます。



写真7 グロッケン

シロフォン

シロフォンはアフリカと東南アジアで発達した木琴の一種で、堅い木の板(音板)をピアノの鍵盤状に配列させた鍵盤楽器です。楽器自体の大きさは小さく、音は明るく鋭く、音域は一般的に3オクターブ半～4オクターブです。演奏用のパチ(マレット)には、木やプラスチックが適していますが、曲想によって毛巻きのもが使われることもあります。



写真8 シロフォン

<パレード楽器>

パレード演奏でよく使用されている打楽器は、スネアドラム、バスドラム、マルチタム、シンバルです。かつては楽器をベルトで吊り下げて使っていましたが、専用のキャリングホルダーが開発され、楽器が安定し奏者が歩きやすく、また演奏しやすくなりました。リズムを刻んで全体のテンポを支えたり、曲全体を盛り上げる役割を持っています。



スネアドラム



バスドラム



マルチタム



シンバル

写真9

写真10
キャリングホルダー

<ラテンパーカッション>

ラテンの曲を演奏するときには大活躍の打楽器です。もちろん、ラテン以外の曲でも使用します。

甲高い音の特徴のアゴゴベル、丸く深みのある中低音が出るのが特徴のコンガ、クセのない乾いた音の特徴のボンゴ、1つの楽器でバスドラムやスネアドラムのような多彩な音が出せるカホン、明るく歯切れのいい音の特徴のティンパレスなど、ほかにもラテン音楽には欠かせない楽器がたくさんあります。



写真1 1
ティンパレス, コンガ, ボンゴ, アゴゴベル, カボン

これらのほかにも、たくさんの打楽器があります。演奏中、打楽器奏者を見ても面白いかもしれません。
以上で、チューバ&打楽器の楽器紹介を終わります♪



お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉る

現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防 平成29年1月号](#)
平成29年1月号 わが社の防火防災自慢


平成29年1月号 わが社の防火防災自慢

ページ番号212800

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます




2016年12月27日

 **わが社の防火防災自慢**

防災とBCPの強化

村田機械株式会社
総務グループ 課長 松川 勲



◎村田機械の紹介

村田機械株式会社は、1935年に京都市南区で創業した繊維機械、ロジスティクス&オートメーション、クリーンFA(ファクトリーオートメーション)、工作機械、情報機器などを製造、販売する産業機械メーカーです。1985年に移転した伏見区の西北端に位置する京都本社には、現在、技術・開発部門や管理・間接部門を中心に約1,000人が勤務しております。

◎防災の取組み

当社では、災害が起こったときに自衛消防組織や当社で働く一人一人が、より自律的に行動できるように教育・訓練の強化を進めています。2015年には起震車を使った地震体験セミナー、2016年にはAEDと担架の使い方のセミナー、消火栓の使い方とはしご車見学のセミナーを行いました。また、これまで形骸化していた避難訓練は、「たった今、地震が起こったときにどうやって人員点呼や負傷者対応ができるか」という観点から、より実践的に避難、点呼、救出、救護を行う訓練に変えていきました。

このほか、災害時の通信アクセス混雑に備えた衛星電話の導入や、帰宅困難者を想定した水、食料、毛布などの備蓄といったハード面の対策も行っています。

◎BCPの取組み

防災の取組みとともに、近年多発する地震、水害、工場災害などを受け、また企業に求められる社会的責任の高まりもあり、BCP(Business Continuity Plan:事業継続計画)の取組みにも着手しています。

事業を中断させないためには、「いかに被害を軽減させるか」ということと「いかに早く通常に近い状態に復旧させるか」ということが重要になります。当社では、被害を軽減させるために地震、火災、水害に対する被害軽減計画を立てて実行し、早く復旧させるために業務の復旧方法を文書化した復旧手順書を作成しています。さらに、地震を想定して復旧方針を立案する机上訓練を行い、復旧手順書が役に立つものかどうかを確認しています。

また、災害発生時の社員(グループ会社を含む国内約5,000人)とその家族の安否、住居の被災状況等を確実に把握することを目的として2015年よりPC・スマートフォン・携帯電話等での利用が可能な「安否確認システム」を導入し、本システム利用の定期的な訓練も実施しています。

◎最後に

いつ起こるか分からない災害に備えて、当社では、働く社員の命を守るため、そして、お客様や近隣地域への影響を最小化するため、これからも防災活動を強化するとともに事業復旧まで想定したBCPに取り組んでいきます。



地震体験セミナー



AEDと担架の使い方セミナー



伏見自衛消防隊訓練大会(屋外消火栓)



避難訓練の様子

平成29年
1月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)



現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防 平成29年1月号](#)
平成29年1月号 担当区ぐグット紹介

平成29年1月号 担当区ぐグット紹介

ページ番号212801

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

[ツイート](#)

[シェア](#)

2016年12月27日

◆学区の紹介◆

桃菌学区は、かつて応仁の乱の際に西軍の陣が置かれた西陣の中心に位置します。この地は西陣織で名高く、大宮通今出川界隈は、かつて一日に千両もの織物を商ったことから千両ヶ辻とも呼ばれていました。また、堀川通一条には陰陽師で有名な安倍晴明を祀る晴明神社もあり、いまだ古い町並みが多く残る地域です。

◆自主防災会の紹介◆

桃菌学区自主防災会は、河村会長のリーダーシップの下に自主防災組織の運営、学区民を対象とした普通救命講習等、様々な防火・防災活動が行われています。また、大規模地震発生時に必要な活動、火災発生時の初期消火及びAEDの取扱いを含む心肺蘇生法の訓練が、毎年全ての自主防災部で実施されているとても防災意識の高い自主防災会です。

防災意識が高い理由の一つに、自主防災会が実施している防火・防災行事は、その計画立案や地域の人たちへの呼び掛けから全て桃菌消防分団と連携して実施されているということがあります。このことにより、地域の一体感がより高まり、防災意識の向上にもつながっていると考えられます。

桃菌学区自主防災会と桃菌消防分団は、常に厚い信頼関係の下、地域住民の方々との顔の見える関係を大切にしながら、安心安全のまちづくりに尽力されています。

◆桃菌消防分団の紹介◆

桃菌消防分団は、樋口分団長以下21名で構成され、年齢層は10代から70代と幅広く、若くエネルギーとベテランの熟成された知識や技術が調和した個性豊かな消防分団です。

桃菌消防分団では、月に1度、新人団員の教育や小型動力ポンプ操法、ホース延長など、基本を大切に訓練を熱心に実施されています。また、各自主防災部で行われる訓練でも、訓練内容を検討し、その指導に必要な知識を積極的に学び、訓練することで団員一人一人の知識・技術の向上につなげています。

このほか、学区民の防火・防災意識が少しでも高まるよう、学区の運動会では土のうを搬送するリレーをしたり、夏祭りでは消防団ブースを設け、地域の子供たちとの合同夜間パトロールを実施する等、様々なイベントを実施されています。

桃菌消防分団では、学区民の方々に防火・防災の大切さを伝えるためには、ただ伝えるのではなく、同時に楽しんでもらうことが大切であり、そのためには、消防分団員も消防団活動を楽しむことが大切であるという分団長の方針が団員にもよく伝わっていることが、個性豊かで親しみやすい分団である理由の一つだと思います。

◆学区担当者から◆

地域の方々との距離を非常に身近に感じながら、防災行事だけでなく、お祭りや日々の暮らしの中の様々な機会を通じて、顔の見える良好な関係を築いています。これらは、これまでの桃菌学区自主防災会、桃菌消防分団及び消防署員が一つになって学区民の方々との信頼関係を築き上げてきたからだと思います。これからも地域住民の方々とのつながりを大切にして、安心安全の桃菌学区を目指していきます。



平成29年
1月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉じる

平成29年1月号 ザ☆消防

ページ番号212802

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート シェア

2016年12月27日



今から12年前、A消防出張所に勤務していた時のことです。

その年のクリスマスの正午前、高層火災の出動指令が入りました。指令場所は、私の勤務する消防出張所から約1キロメートルにある15階建ての共同住宅でした。

そのとき、副隊長は外勤中で隊長以下4名の出動となりました。

出動途上、消防指令センターから「出火室は6階、窓から煙が噴出中、高齢者2名の世帯で逃げ遅れの模様。専用10回線受信」との情報が入りました。

現場到着時、6階中央付近の換気扇から、黒煙が噴出しているのを確認し、隊長の指示の下、連結送水管を使用するため、連結送水管の送水口に近い防火水槽に水利部署しました。逃げ遅れ情報があったことから、隊長と先輩隊員の2名が先行し、私は先輩運転員と防火水槽に吸管を投入した後、連結送水管に送水するためホースバックでホースを延長しました。連結送水管の送水口は、ホース1本の距離で、ホースバックなら1往復で、複数2線のホースラインができるかと判断しましたが、送水口付近には、大量の自転車が隙間なく駐車されていたことから、ホースが足りませんでした。考える暇もなく、一刻も早く送水し放水活動をしなくては、逃げ遅れの救出ができないと判断し、ホース2本の延長に切り替え、送水を行いました。

その後、私は、車両に戻り、管そうと分岐管、ホースバックを持ち6階に向かいました。階段を駆け上がり5階の階段付近で高齢男性が、救急隊の応急処置を受けていました。救急隊によれば、この男性は消防隊により出火室から救出された高齢男性であり、同居の奥さんは外出中であることが確認されたとのことでした。

私は、6階に到着後、出火室の玄関前で先行した隊長と先輩隊員に管そうを手渡し、分岐管とホースを持ち5階の放水口に向かい、送水の準備を行いました。隊長の「水を送ってくれ」の声で送水を開始し、6階に戻ると放水が開始されていました。

6階の出火室内は自分の手も見えない濃煙でした。放水のため、隊長と私が面体を装着し、玄関から3メートルほど進むと廊下が直角に曲ったところに突き当たり、ここでホースの長さがいっぱいになりました。このままでは室内の状況もわからず有効な放水もできないので、ホースを1本足し、隣室からベランダ側に進入し、背面からの放水活動に切り替えることとなりました。出火室ベランダ側の窓からは炎が噴き出しており、上階への延焼危険がありましたが、後着隊による延焼防止活動により、延焼を防ぎ鎮火に至りました。

この火災での反省点は、まず、連結送水管への送水は複数2線にするべきであったことと、火点への進入時のホースラインの長さは、余裕がないと役に立たないということ、資機材の搬送は効率よく手分けして行うということでした。まだまだほかにもありますが、消防隊であれば出来て当然のことばかりです。

幸いにして、負傷された高齢男性は、重症の気道熱傷で2カ月入院されましたが、元気に退院され、火災のあった共同住宅では、自転車置き場が拡張され玄関前の駐輪がなくなりました。

鎮火後、指揮隊長から・・・「お前の顔色見たら、大変な活動やったんがよう分るわ」と言われました。きっと、体力不足でひどい顔になってたようです。消防はやっぱり体力がないと役に立たないと改めて実感しました。(反省)



平成29年
1月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉じる

平成29年1月号 あの日あの頃

ページ番号212806

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート シェア

2016年12月27日

あの日あの頃**京都市が先行していた自主点検制度**

南消防署 宮岸 稔

**新宿歌舞伎町の火災**

今から15年前、新宿の歌舞伎町の雑居ビルが火災となり、44名が死亡しました。

一つしかない階段に火が入ると、逃げ場を失う建物で、防火戸が閉まらなかったことが、被害を大きくしました。

この火災をきっかけに、防火対象物定期点検報告制度が始まったのですが、それ以前から、京都市では、事業所に自主点検票を配布し、点検後、返送してもらっていました。

京都市が始めた自主点検制度

伏見消防署で、予防係の査察担当になったとき、事業所の防火対策の精度を上げるには、消防署員が気付かないような火災危険を、関係者自身で洗い出し、点検項目に入れる必要があることや、消防署員が立ち入り検査をするまで、防火点検をしていないような事業所があるので、「査察の効率を上げるには、自主点検に力を入れるべき」と提案したところ、予防係長がとても感動してくれて、「何とかこれを、実現しよう」と言うのです。私は、半年で建築担当に部署が変わったため、その件は、係長に任せ切りとなりました。しばらくして「全市で実施する予算を取ったので、各事業所に点検票を配布する」とその係長から聞き、一瞬、点検票を消防が作ったのでは、消防が予見できない部分が点検できないし、一律の点検票では、効果に疑問があるような気がしたのですが、まず第一歩として、自主点検を制度化とすることに意義があると思っていました。

新宿歌舞伎町の火災の後、研究発表で東京へ

歌舞伎町の火災があった年、私は、東山消防署で、危険物実験セットを作る研究発表の準備をしていました。

実験セットは、手際よく実験ができることから、とても評判が良く、各署に配布になり、東京にある日本消防会館で発表することになったのですが、実は、実験器具もマニュアルも元々消防署にあったもので、私がしたことは、ただ、箱に詰めるだけだったので、褒められるたびに、気恥ずかしい気がしていました。

ですから、東京で発表が決まったときは、研究発表のことより、歌舞伎町の火災現場へ行くことの方を考えていました。火災から1箇月以上たっていたのですが、歌舞伎町に着くと、火事の匂いがするので、すぐに現場を見つけることができました。

自主点検を、実施していたとしても、この火災を防げたとは言えませんが、被害を小さくすることはできたと思います。

新宿歌舞伎町の火災の影響を受け消防法が改正されました

この火災をきっかけに、防火対象物定期点検報告制度が始まったほか、特定1階級の指定や点検報告特例認定制度も始まり適マークは廃止になります。また、研究発表をした、日本消防会館内には、違反是正支援センターが開設され、京都では、祇園地区の夜間査察が始まりました。

今年からは、さらに、新たな建築物の定期報告制度が始まり、防火戸(防火設備)の点検も強化されることになりました。私は、京都が独自でやっていた、自主点検制度が、防火対象物定期点検報告制度に影響を与えたのは間違いないと確信しています。

ということは、まだまだ、改良の余地があるのではとも思っています。



平成29年
1月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉じる